資料１

館林市子ども・子育て会議について

１　趣旨

子ども・子育て支援法第 72 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、「館林市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として平成 25 年度に「館林市子ども・子育て会議」を設置しました。

館林市子ども・子育て会議は、地域における子どもや子育ての課題に対して、解決策等を議論する場であり、子どもや保護者のニーズに応じた方針を立てたり、子どもたちが健やかに成長できる環境や、子育てを応援する政策や事業を計画・実施したりすることを目的としています。

２　組織について

子ども・子育て支援に関し、識見者、子ども・子育て地域支援関係者、保護者など 15 名以内で構成しています。任期は 2 年間です。

○任期　令和７年 10 月１日～令和９年９月 30 日　の委員構成

合計 15 名

識見者　１名	子ども・子育て地域支援関係者　５名
教育・保育関係者　３名	子どもの保護者　３名
公募の市民　３名	

３　審議事項について

子ども・子育て支援法第 72 条第１項により

①市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること

②子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること

③特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関すること

④特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること

４　今年度のスケジュールについて

第２回（令和７年 10 月 15 日（水）午後１時 30 分から）

・委嘱状交付式

・館林市子ども・子育て会議について

・館林市こども計画策定に係る基礎調査について

・意見聴取テーマの検討・実施方法について

第３回（令和７年 11 月 12 日（水）午後１時 30 分から）

・館林市こども計画策定に係る基礎調査について（調査項目の確認）

・意見聴取テーマの検討・実施方法について

第４回（令和８年２月下旬）

・館林市こども計画策定に係る基礎調査結果について

・意見聴取実施の結果

・令和８年度教育・保育施設の利用定員について